防災気象情報の伝え方が変わります

危険度分布のうす紫は警戒レベル４相当！

自ら避難の判断を！

それぞれの**警戒レベル**に相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
市町村からの**避難勧告等の発令に留意**するとともに、避難勧告等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。
警戒レベル５の状況では災害が発生して避難できなくなることから、**警戒レベル３や４の段階で避難することが重要**です。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警戒レベルに相当する気象庁等の情報※3 警報等	危険度分布	指定河川洪水予報
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	大雨特別警報		氾濫発生情報
4	• 危険度分布の「極めて危険」（濃い紫）出現時には、道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく **速やかに避難** • 危険な区域※1の外の少しでも安全な場所に速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 避難勧告	土砂災害警戒情報	極めて危険 非常に危険	氾濫危険情報
3	**高齢者等は速やかに避難** 土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報 洪水警報	警戒（警報級）	氾濫警戒情報
2	**ハザードマップ等で避難行動を確認** • 危険な区域※1や避難場所等を再確認		大雨注意報※2 洪水注意報	注意（注意報級）	氾濫注意情報
1	**災害への心構えを高める**		早期注意情報（警報級の可能性）		

＊防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/alertlevel.html

※1 災害が想定されている区域（土砂災害警戒区域や浸水想定区域）等を日頃から確認し、避難の判断の際にご活用ください。
※2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル３）に相当します。
※3 気象庁等の特別警報・警報・注意報は概ね市町村ごとに、危険度分布は概ね1km四方の領域ごとに、指定河川洪水予報（氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報、氾濫注意情報）は河川ごとに発表されます。

気象庁
Japan Meteorological Agency
〒100-8122
東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話 (03)3212-8341（代表）
FAX (03)6689-2917（耳が不自由な方向け）
ホームページ　https://www.jma.go.jp/

《参考資料２：呼びかけ文例》

〇安全確認中：グラウンド等での待機要請

ただいま、施設の安全確認を行っております。施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な〇〇（例：グラウンド、駐車場）で待機願います。（天候が悪い場合や気温が低い場合は玄関等で待機してもらう） ※繰り返します。

〇施設内へ誘導

ただいま、施設の安全性が確認されましたので、皆さんを施設内に案内します。 このあと受付で、避難されてきたご家族の代表者に、一緒に避難されてきた方の人数と避難所生活で特に配慮が必要な方についてお聞きし、滞在スペースに誘導いたします。準備ができ次第ご案内いたしますので、もうしばらくお待ちください。 また、ペットをお連れの方は、飼育スペースを準備しますので、受付時にお申し出ください。なお、ペットは体育館等の生活スペースには一緒に入ることはできませんのでご承知おきください。 ※繰り返します。

〇受付案内

ただいま、受付の準備ができましたのでご案内いたします。 受付で避難者受付簿にご記入いただき、滞在スペース（体育館）に移動してください。 また、今後の状況により、施設内で移動していただくことがありますのでご了承ください。 なお、避難所内のルールは掲示板に掲示しておりますので、ご確認ください。 それでは、身体に障がいがある方や介護が必要な方がいるご家族から受付に来てください。 ・・・・・ ここからは、お並びの順に受付に来てください。

〇施設の損壊等あり使用不可の場合

　ただいま、施設の安全確認を行いました結果、施設の損壊等が認められたため、施設の使用ができませんので、このあと他の避難所に移動していただくことになります。
　移動先の避難所について、区災害対策本部と調整しておりますので、もうしばらくお待ちください。

※繰り返します。

・・・調整後

　お待たせしました。区災害対策本部と調整の結果、〇〇避難所へ移動していただくこととなりました。住所は□□〇条〇丁目です。
　自力で移動できる方は、申し訳ございませんが、自力での移動にご協力ください。自力での移動が困難な方は、こちらまでお申出ください。
（地図等あれば玄関入口等に掲示する）

《参考資料３》

受水槽活用マニュアル

札幌市の飲料水対策について

　災害時の飲料水については、ペットボトル等で備蓄していないため、受水槽の水を使用する計画となっております。ついては、**必ず下記の手順に従い**、飲料水を確保してください。

注意：写真は同じ作りの学校をモデルとしているため、実際のものとは違う可能性があります。

【操作手順】

①受水槽の仕組み

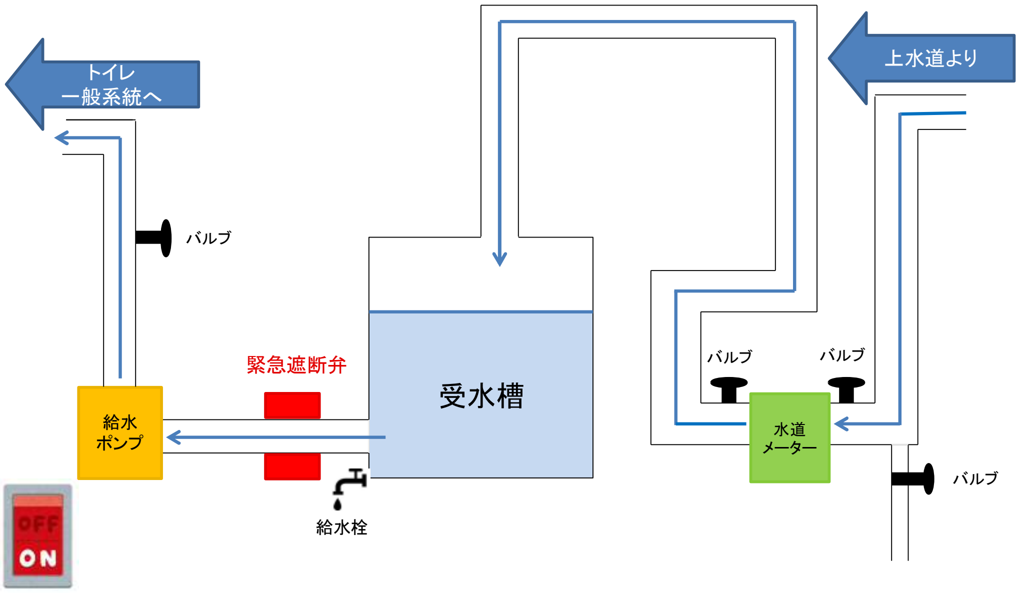

　受水槽は上水道からの水をため、給水ポンプを通じて、トイレや一般系統へ送られている。また、受水槽の場所は「**基幹避難所情報整理表**」で確認する。

②緊急遮断弁が作動する

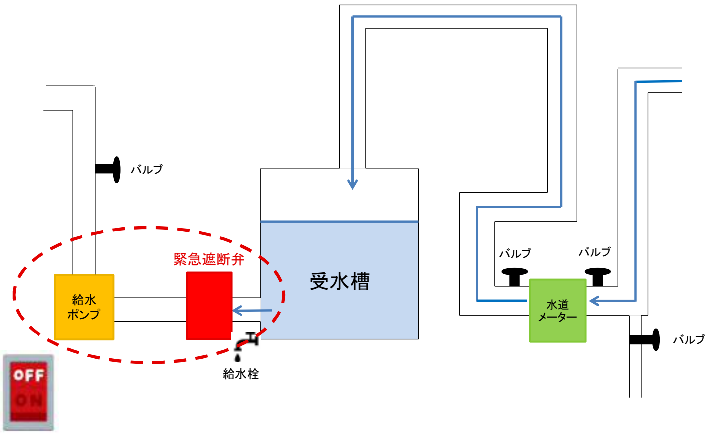

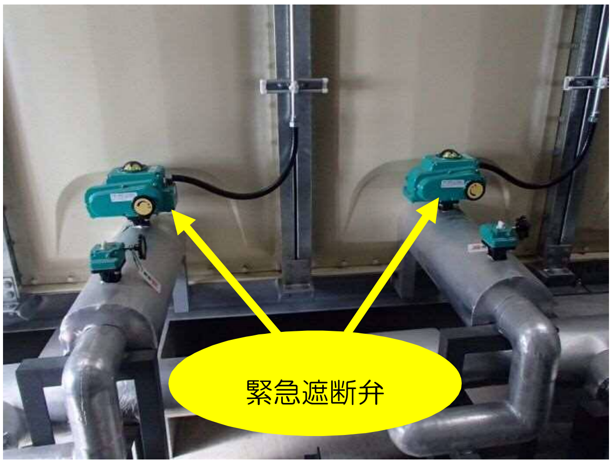

緊急遮断弁は地震を感知すると作動し、受水槽からの流水を防ぐ。また、同時に給水ポンプの電源も切れる。

③上水道からのバルブを閉める

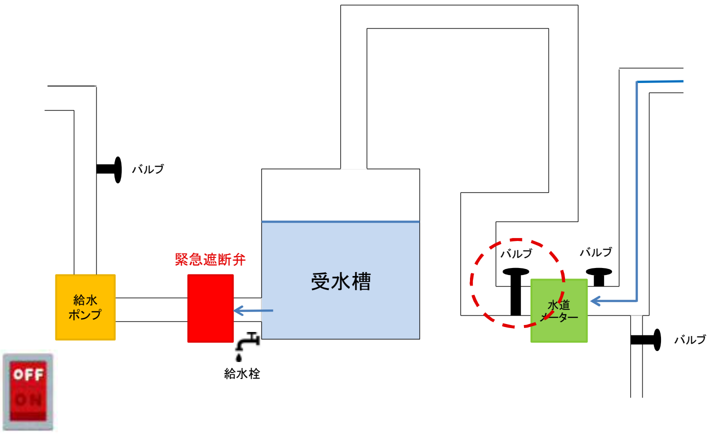

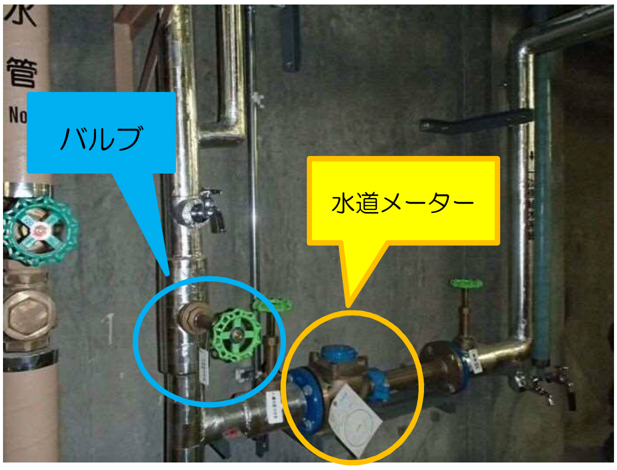

上水道が破損し、濁流が流れてくると受水槽の水が飲めなくなることから、まずは、上水道からつながっているバルブを閉める。

【バルブを探すポイント】

上水道は必ず水道メーターがつながっているため、水道メーターを探し、メーターの前後どちらかのバルブを閉める。

④受水槽の水を確保

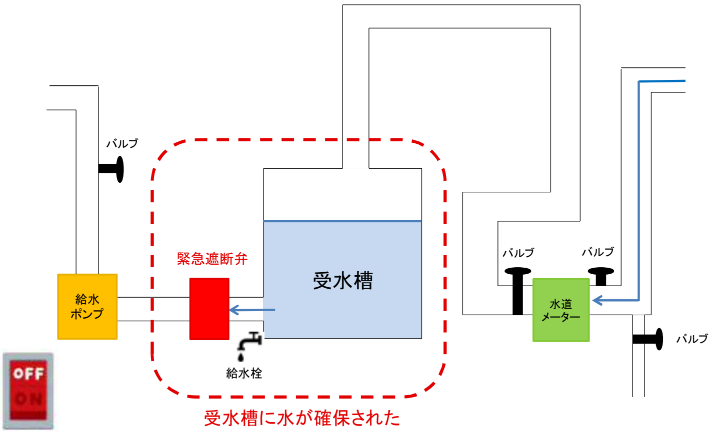

受水槽の水が確保されたため、給水栓から水を使用することができる。

⑤復旧の手順

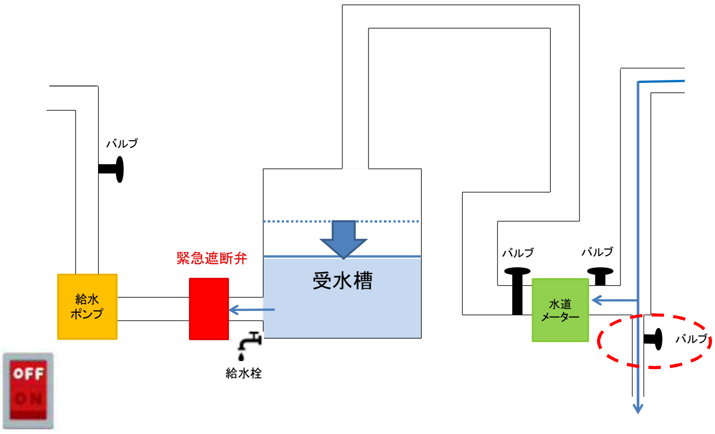

上水道やトイレ等への配管に破損がない場合、受水槽を復旧する。

まずは、上水道に濁水が流れていないか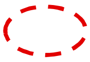で囲まれたバルブを開けて水の状態を確認する。

⑥上水道につながるバルブを開ける

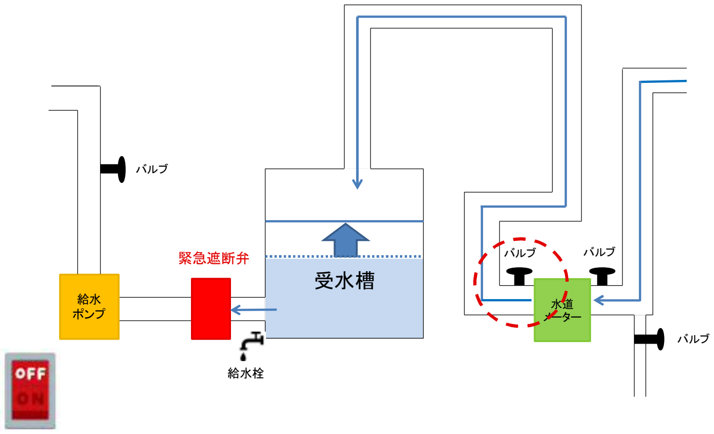

⑤で濁水が流れていないことを確認できたら、③で閉めた上水道につながっているバルブを開け、受水槽に水をためる。

⑦緊急遮断弁を復旧させる

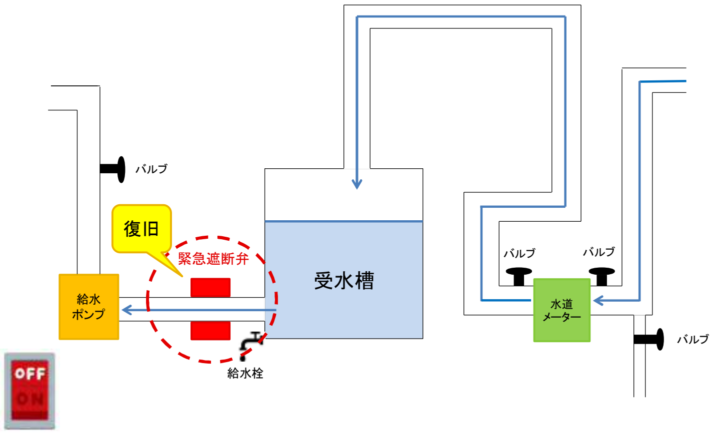

ある程度受水槽に水がたまったら、緊急遮断弁を復旧させる。

⑧給水ポンプを稼働させる

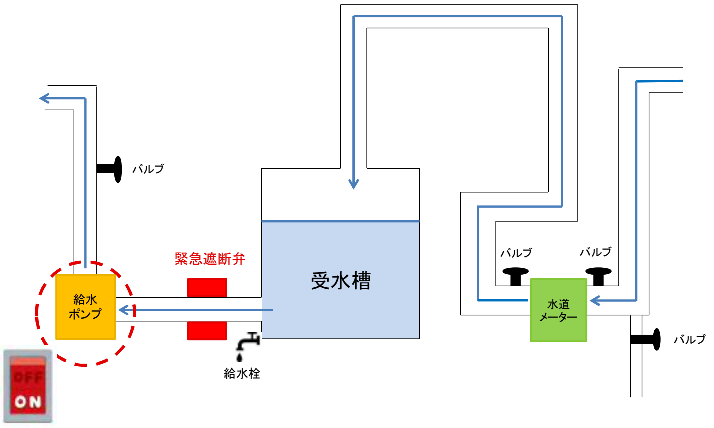

給水ポンプを稼働させ、復旧が完了する。

《参考資料４－１：トイレの使用ルール》

トイレの使用ルール

１　トイレを使う前に、ノックや声をかけるなどして、中に人がいないか確かめてから入りましょう。

２　トイレを使ったら、便器のそばにあるレバーをまわして、排泄物を流してください。

３　トイレの水が流れなくなっているなど、気づいたことがあれば、受付に連絡してください。

４　みんなが使うトイレなので、次に使う人のことも考えて、きれいに使いましょう。

５　感染症予防のため、トイレを使った後は、手をしっかり洗いましょう。

６　トイレの掃除は、避難所を利用する人全員が当番で行いますので、協力して行いましょう。

〇〇〇〇避難所

《参考資料４－２：トイレの使用ルール》

トイレ(といれ)の使用(しよう)ルール(るーる)

１　トイレ(といれ)を使(つか)う前(まえ)に、ノック(のっく)や声(こえ)をかけるなどして、中(なか)に人(ひと)がいないか確(たし)かめてから入りましょう。

２　トイレ(といれ)を使(つか)ったら、便器(べんき)のそばにあるレバー(ればー)をまわして、排泄物(はいせつぶつ)を流(なが)してください。

３　トイレ(といれ)の水(みず)が流(なが)れなくなっているなど、気(き)づいたことがあれば、受付(うけつけ)に連絡(れんらく)してください。

４　みんなが使(つか)うトイレ(といれ)なので、次(つぎ)に使(つか)う人(ひと)のことも考(かんが)えて、きれいに使(つか)いましょう。

５　感染症予防(かんせんしょうよぼう)のため、トイレ(といれ)を使(つか)った後(あと)は、手(て)をしっかり洗(あら)いましょう。

６　トイレ(といれ)の掃除(そうじ)は、避難所(ひなんじょ)を利用(りよう)する人全員(ひとぜんいん)が当番(とうばん)で行(おこな)いますので、協力(きょうりょく)して行いましょう。

○○○○避難所(ひなんじょ)

《参考資料５》　　　防災行政無線取扱要領

１　操作方法

⑴　通信前の確認事項

①　「表示部」にアンテナマークの確認
②　電源が入っているかの確認
※電源ボタンを約２秒長押しすると、電源の「入・切」ができます。

⑵　個別通信の操作方法

ア　相手を呼び出すとき

①　「テンキー」で相手の番号を入力
②　通話ボタンを押す
※呼び出し音が鳴り、相手が出たら、通話可能です
③　通話終了後は、「電源」ボタンを押し、終了します。

イ　相手から呼び出された場合

①　呼出音（ピィ・ピィ・ピィ・・・・）が鳴ります。
②　通話ボタンを押し、通話をします。

ウ　緊急連絡が必要なとき

「緊急」ボタンを３秒間長押しすると、市役所本庁舎にある無線統制室に緊急連絡が送信されますので、折り返しの連絡を待ちます。

2　交信要領

⑴　無線通信開始の連絡

防災行政無線を使用して、他の病院の防災行政無線と通信します。

呼　出　（病院）	応　答　（相手先）
操作：病院の無線機番号　⇒　採用ボタン	「〇〇病院です。」
「こちらは〇〇病院です。ただいまから情報連絡訓練を実施しますので対応をお願いします。」	「了解しました。」
「こちらの感度はいかがでしょうか」	「感度良好です。こちらの感度はいかがでしょうか」
「そちらも感度良好です。以上で試験を終わります。」	

⑵　緊急通報による通信

防災行政無線を使用して、市役所本庁舎１２階にある無線統制室の統制台と通信します。

呼　出　（病院）	応　答　（無線統制室）
操作：緊急ボタンを長押し（2 秒程度）	※　応答はありません

緊急ボタンの通信は、統制台に緊急の通報として登録され、統制台から折り返しの通信を受信します。

呼　出　（無線統制室）	応　答　（病院）
無線統制室からの呼出	操作：防災行政無線の着信音　⇒通話ボタン
「こちらは、無線統制台１００番です。緊急の通報を受信しましたので折り返しの通信を実施しました。要件をどうぞ。」	「こちらは〇〇病院です。ただいま緊急通報の通話試験を実施しました。こちらの感度はいかがでしょうか。」
「感度良好です。こちらの感度はいかがでしょうか。」	「そちらも感度良好です。以上で試験を終わります。」

3　携帯用アンテナへの変更方法

通常時接続されているアンテナを携帯用に変更することで、外部に持ち出し通信することができます。

※携帯用アンテナに変更した場合の交信は、建物などの影響を受けやすく、繋がりにくい場合があるので、窓際や開けた場所に移動して交信を行ってください。

《参考資料６》

【様式４－２：避難者名簿】

記載例

受付 No. 1

避難所名：

避難者名簿（同居家族等単位）太枠内をご記入ください

①入所年月日	●年 ●月 ●日				
②同居家族等の氏名（ふりがな）	年齢	生年月日	性別	この避難所にいる（○・×）	備考
代表者（ふりがな さっぽろ いちろう）札幌 一郎	37	S●.●.●	㊚・女	○	
（ふりがな はなこ）花子	35	S●.●.●	男・㊛	○	妊婦
（ふりがな ゆきこ）幸子	8	H●.●.●	男・㊛	×	北海道夫宅にいる（旭川市）
（ふりがな じろう）二郎	1	H●.●.●	㊚・女	○	粉ミルク、紙おむつ
（ふりがな たろう）太郎	70	S●.●.●	㊚・女	○	杖歩行（介助必要）
（ふりがな　）			男・女		

③住所・電話番号	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目●－● ●●MS101号 電話（090）***－****
④町内会・自治会	●●●●町内会 ／ ⑤ペットの同行 有・㊔無
⑥家屋の被害状況 ※分かるものに○	１．全壊 ２．大規模半壊 ３．半壊 ４．一部損壊 ５．床上床下浸水 ６．停電 ⑦断水 ⑧ガス停止
⑦緊急連絡先（親族などの連絡先）	北海 道夫 電話（011）***－****
⑧資格・特技	※協力いただけることがあれば、氏名と内容を記入してください。 氏名：一郎 内容：英語が話せます 氏名：花子 内容：介護福祉士の資格があります
⑨特別な配慮	花子 妊娠３ヶ月 太郎 足が不自由で介助者がいないと歩行が困難 ☑ 要配慮者の身体状況の確認が必要
⑩特記事項	福祉避難スペースでの生活を希望します。子どもが夜泣きをするので、泣いたときに他の避難者の迷惑にならないような部屋があるといいです。
⑪安否の問い合わせに、避難所にいることを答えてもいいですか？（「いいえ」の場合、ご家族に対してもお答えしません）	㊒はい・いいえ

※記載できる項目のみ記載してください。

※記載内容は個人情報となるため、厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。

※内容に変更があった場合は、速やかに受付にお申し出ください。

－裏面あり－

②ご家族全員のお名前などを記入してください。
『備考欄』には次のようなことを記入してください。
- 介護が必要な方、障がいのある方、身体が不自由な方、妊産婦、外国人（国籍・話せる言語）
- 「この避難所にいる」が「×」になっているご家族のいる場所
- 粉ミルク、哺乳瓶、お粥、おむつ、生理用品などが必要な場合
- 食物アレルギーや禁忌品がある方　など

③日中でも繋がる番号を記入してください。（携帯番号等）

④所属している町内会・自治会などがあれば記入してください。

⑥自宅の被害について、わかる範囲で○を記入してください。

⑦ご連絡してもよい親戚などの氏名と電話番号を記入してください。
（体調が悪くなってしまった場合などに、電話をすることがあります）

⑧資格や特技など、避難所運営に協力いただけることがあれば記入してください。
（例）・医療従事者　・介護従事者　・保育士　・手話　・点字
・外国語が話せる　・工作が好き　・絵を描くのが好き　など

⑨避難所内での支援や対応を決める際の参考にしますので、配慮が必要なことがあれば記入してください。
（例）足が不自由で介助者がいないと歩行が困難　、高血圧の薬を服用

⑩その他、避難所への要望などがあれば記入してください。

⑪安否情報の問い合わせに対する対応への意思表示となります。
個人情報のため、必ずどちらかに○を付けてください。

《参考資料７》

記載例

【様式５－１：在宅被災者・車中泊避難者名簿】

避難所名：

在宅被災者名簿（同居家族等単位）太枠内をご記入ください

①記入年月日	●年　●月　●日		②避難場所	(在宅)・　車中泊
（ふりがな） ③同居家族等の氏名	年齢	生年月日	性別	備　考 （必要な支援等）
代表者 （ふりがな さっぽろ いちろう ） 札幌　一郎	30	S●.●.●	(男)・女	
（ふりがな はなこ ） 花子	33	S●.●.●	男・(女)	
（ふりがな じろう ） 二郎	1	H●.●.●	(男)・女	粉ミルク
（ふりがな たろう ） 太郎	72	S●.●.●	(男)・女	お粥などのやわらかい食事 大人用の紙おむつ
（ふりがな ）			男・女	
（ふりがな ）			男・女	
④被害状況 ※分かるものに○	１．全壊　２．大規模半壊　３．半壊　４．一部損壊 ５．床上床下浸水　(６)停電　７．断水　(８)ガス停止			
⑤住所・電話番号	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目●－●　●●MS101号 電話（ 090 ）****－****			

※記載できる項目のみ記載してください。

※避難所内で共有している情報は、避難所の掲示板に掲示しています。

※食料は毎食ごとに避難所に取りにきてください。

※支援が不要となった場合は、受付にお申出ください。

②在宅か車中泊のどちらかに○を付けてください。

③ご家族全員のお名前などを記入してください。
備考欄には次のようなことを記入してください。
・身体が不自由な方
・粉ミルク、哺乳瓶、お粥、おむつ、生理用品などが必要な場合
・食物アレルギーや禁忌品がある方　など

④自宅の被害について、わかる範囲で○を記入してください。

⑤日中でも繋がる番号を記入してください。（携帯番号等）

《参考資料８－１：避難所でのルール》

避難所でのルール

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、以下のルールを守って生活を送ってください。

１　避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。

・避難者の受付、身体が不自由な方の支援、備蓄物資の運搬、食料の配給、避難所内の清掃、夜間の見回りなど、多くの方の協力が必要です。
みなさんのご協力をお願いします。

２　外出、外泊、退所される際は、必ず「受付」に申し出てください。

・外出、外泊の場合は避難所にお戻りの際も「受付」に申し出てください。

３　施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には避難できません。

・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。

４　学校敷地内は禁煙です。

５　火気の使用（お湯を沸かすなど）は決められた場所でお願いします。

６　電気は朝＿＿時に点灯します。消灯は夜＿＿時です。

・安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。

７　消灯後にお手洗いに行く際は、受付でLEDランタン等をお貸しします。

８　食事は、朝＿＿時、昼＿＿時、夜＿＿時に配給します。

９　盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬以外の動物を生活スペース内に入れることは禁止します。ペットの飼育は、決められた場所でお願いします。

・ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。

10　施設の固定電話は、受信のみを行います。（伝言板に掲示します）

・発信は特設公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。

11　後日、世帯単位で避難者をいくつかに分けた「生活班」を編成します。
また、避難所で行う作業をその種類ごとに分けた「活動グループ」を編成します。

12　その他、避難者の状況に応じて、避難所でのルールを変更する場合がございますので、ご承知おきください。

<u>○○○○避難所</u>

《参考資料８－２：避難所でのルール》

避難所でのルール

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、以下のルールを守って生活を送ってください。

１　避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。

・避難者の受付、身体が不自由な方の支援、備蓄物資の運搬、食料の配給、避難所内の清掃、夜間の見回りなど、多くの方の協力が必要です。

皆さんのご協力をお願いします。

２　外出、外泊、退所される際は、必ず「受付」に申し出てください。

・外出、外泊の場合は避難所にお戻りの際も「受付」に申し出てください。

３　施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には避難できません。

・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。

４　学校敷地内は禁煙です。

５　火気の使用（お湯を沸かすなど）は決められた場所でお願いします。

６　電気は朝＿＿時に点灯します。消灯は夜＿＿時です。

・安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。

７　消灯後にお手洗いに行く際は、受付でＬＥＤランタン等をお貸しします。

８　食事は、朝____時、昼____時、夜____時に配給します。

９　盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬以外の動物を生活スペース内に入れることは禁止します。ペットの飼育は、決められた場所でお願いします。

・ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。

10　施設の固定電話は、受信のみを行います。（伝言板に掲示します）

・発信は特設公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。

11　後日、世帯単位で避難者をいくつかに分けた「生活班」を編成します。また、避難所で行う作業をその種類ごとに分けた「活動グループ」を編成します。

12　その他、避難者の状況に応じて、避難所でのルールを変更する場合がございますので、ご承知おきください。

○○○○避難所

《参考資料９：ペットの飼育ルール》

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

１　ペットは、指定された場所につなぐか、ケージの中で飼ってください。

２　ケージもしくはその付近に、受付で記入した「避難所ペット識別票」を掲示してください。

３　首輪等を着用し、誰のペットかすぐ分かるようにしてください。

４　飼育場所は、飼い主の手によって常に清潔にしてください。

５　ペットの苦情や、危害防止に努めてください。

６　排便や排尿の後始末を行ってください。

７　給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。

８　ノミやダニの駆除に努めてください。

９　飼育困難な場合は、一次預かりが可能なペットホテルや動物病院のほか、ご親戚などに相談してください。

10　他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡してください。

※復旧後は、施設本来の機能の場として利用しますので、ペットの飼い主の皆さんが責任を持って、ペットの飼育及び飼育場所の清掃を行うようにしてください。

〇〇〇〇避難所

《参考資料１０：避難所運営委員会規約例》

避難所運営委員会規約（避難所名：〇〇〇〇）

（目的及び設置）

第１条　地震等の大規模な災害に伴う甚大な被害に対し、〇〇〇〇（避難所名）周辺における避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、避難所運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は、市職員と住民の代表、ボランティア団体の代表をもって構成し、必要に応じて、随時施設管理者と協議を行う。

（運営活動）

第３条　運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営を図るため、次の事項について協議する。

（１）避難所の運営に関すること

（２）その他必要な事項

（活動グループ）

第４条　運営委員会には、活動グループを設け、その主な役割は次のとおりとする。

（１）総務グループ

　区災害対策本部との連絡調整、避難所のレイアウト配置、取材への対応、その他避難所の管理に関すること

（２）名簿グループ

　避難者名簿の作成等、安否確認への対応、郵便物、宅配便の取次ぎに関すること

（３）情報グループ

　情報収集、情報発信、情報伝達に関すること

（４）食料・物資グループ

　食料や物資の調達、受入れ、管理、配付に関すること

（５）施設管理グループ

　避難所の安全確保と危険箇所への対応、防火や防犯に関すること

（６）救護グループ

　医療、介護活動に関すること

（７）衛生グループ
　　ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること
（８）ボランティア統括グループ
　　ボランティアの受入れ、管理に関すること

（役員の種類及び定数）

第５条　運営委員会は次の役員で構成する。

（１）会長	１名
（２）副会長	若干名
（３）総務グループ リーダー（事務局長）	１名
（４）名簿グループ リーダー	１名
（５）情報グループ リーダー	１名
（６）食料・物資グループ リーダー	１名
（７）施設管理グループ リーダー	１名
（８）救護グループ リーダー	１名
（９）衛生グループ リーダー	１名
(10) ボランティア統括グループ リーダー	１名
(11) 各生活班長	生活班数に応じた人数

（役員の職務）

第６条　会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　事務局長は運営委員会の庶務その他必要な事項を行う。

４　各活動グループのリーダー・各生活班長はそれぞれのグループ・班を総括する。

（会議）

第７条　運営委員会の会議（以下「運営会議」という。）は、運営活動に関する協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

（経費）

第８条　運営会議、運営に係る費用は別途定める。

（疑義）

第９条　この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度、運営会議で協議して決定するものとする。

《参考資料１１：避難所内で取材を希望される方へ》

避難所内で取材を希望される方へ

避難所は、避難者の方が、安心して生活の再建に向けて過ごす場所です。
取材を希望される方は、下記の事項について確認をお願いします。

１　取材を希望される方は、受付にお申出のうえ、許可を得てください。

(1) 受付で「取材者用受付用紙（様式8)」をご記入ください。

(2) 取材内容に関する質問などにつきましては、下記の連絡先（区災害対策本部）にお願いします。

※初動対応時など、担当者が対応できない状況の際は、取材をお断りさせていただく場合がございます。

２　取材をされる方（随行者含む）は、腕章等を見やすい位置に着用してください。

３　避難者のプライバシーの保護にご協力ください。

(1) 原則として避難所内で見学できる場所は、「○○○○（例：体育館)」のみです。

(2) 避難所施設として使用していない場所（部屋）への立ち入りは禁止します。

(3) 避難所内での撮影や、避難者・支援者等に取材をする場合は、必ず担当者にご連絡いただくほか、取材をする本人への許可を得てください。

４　避難所内では、担当者の指示に従ってください。

５　余震の発生等により緊急対応の必要性がある場合は、取材の途中でも退出いただく場合がございます。

連絡先
＿＿＿＿区災害対策本部
TEL：011-...-....

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト例

●感染症室利用者と他の滞在スペースの避難者の動線が重ならないよう、区域分けを行い、必要な案内表示を設置する
●感染症室は他の滞在スペースとは別の階に設置することが望ましい
●発熱者等専用スペースと濃厚接触者等専用スペースの利用者の動線も分けられるよう、配慮する
●受付及び感染症室利用者対応時にはマスクに加えフェイスシールドを着用する

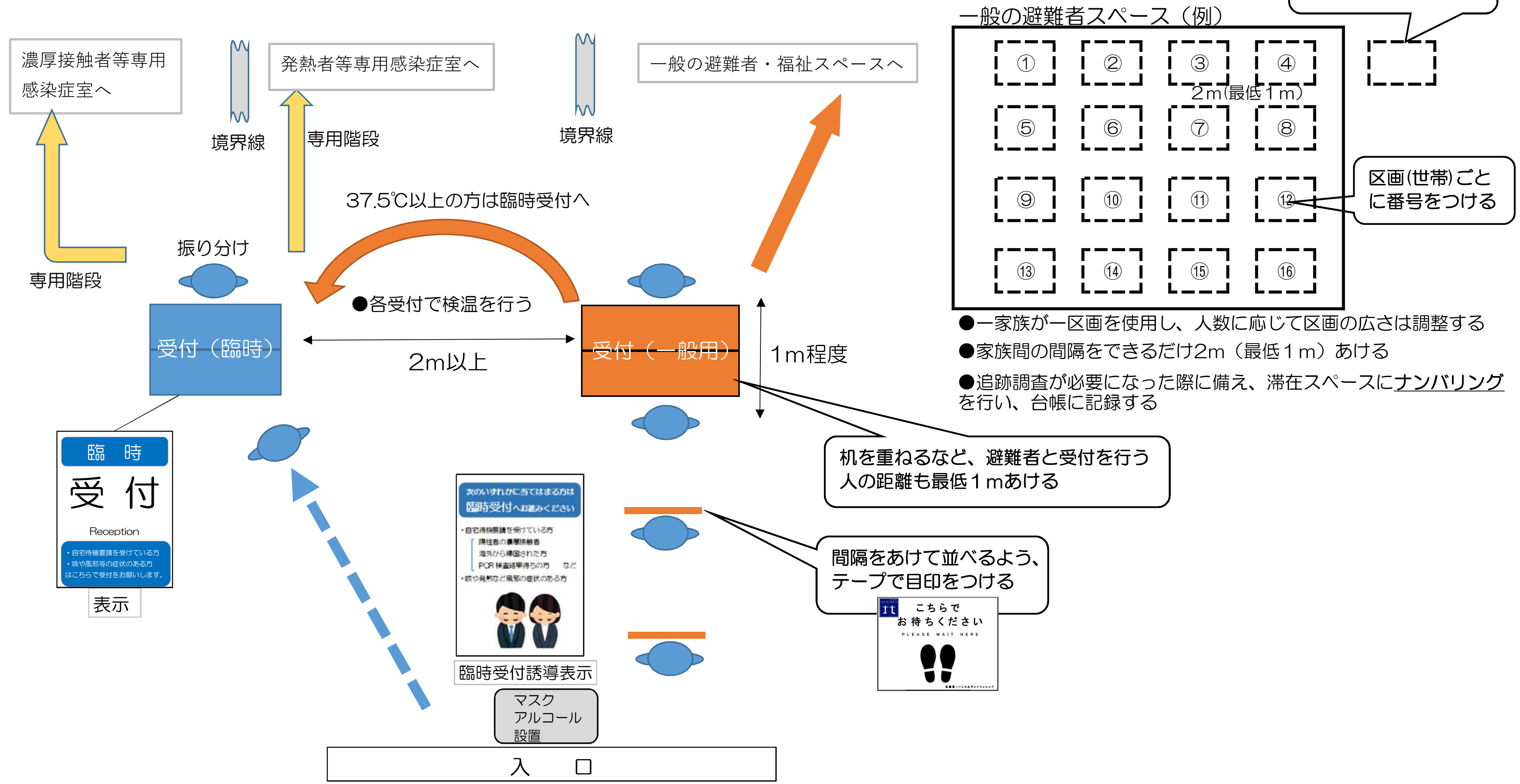

※上記は実施することが望ましいが、災害時には様々な制約が想定されるため、できる範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の感染症室レイアウト例

●濃厚接触者等と発熱者等専用感染症室をそれぞれ用意する。
●個室にて滞在することが望ましいが、やむを得ず同室とする場合は、十分な間隔を設け、遮蔽物やテープ等で区切る等の工夫を図る。
●発熱者等と濃厚接触者等に、それぞれ専用スペースの近くに専用トイレを確保する。

濃厚接触者専用感染症室　　発熱者等専用感染症室

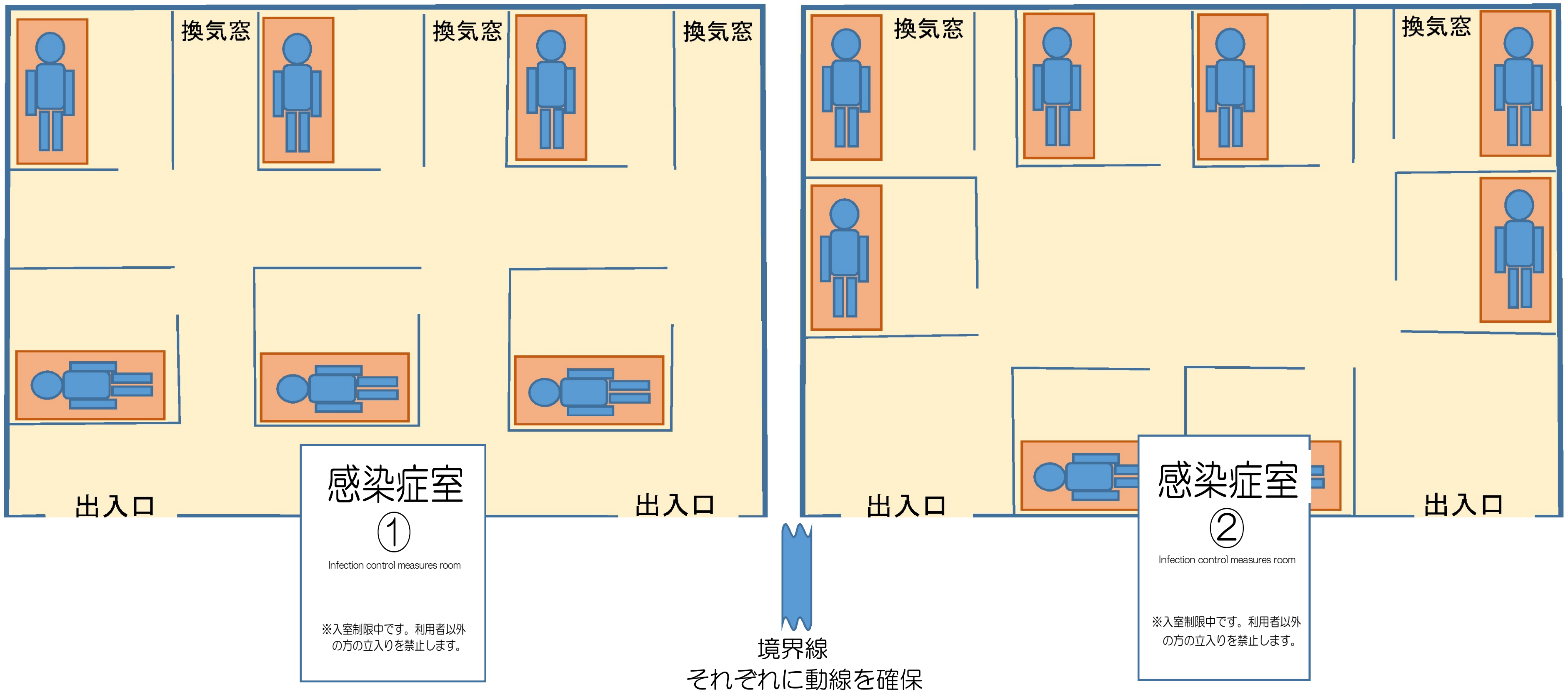

※上記は実施することが望ましいが、災害時には様々な制約が想定されるためできる範囲で最大限実施することが望まれる。

参考資料 13

避難所運営にあたり、場面ごとに想定される装備について

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行う。

	マスク	フェイスシールド	プラスチック手袋	長袖ガウン（レインコート）
受付	○	△※1	-※2	-
清掃、消毒	○	○	○	-
感染症室利用者への対応	○	○	○	-
感染症室利用者使用ゾーンの清掃、消毒	○	○	○	○
ごみ処理	○	○	○	○

※1　マスクを着用できない相手に接する場合は必要
※2　手袋の着用は不要だが、一人に対応するごとに手指消毒を徹底する

■着脱方法

○着用時は、サージカルマスク＞フェイスシールド＞使い捨て手袋・長袖ガウン（レインコート）の順に着用する。
○脱衣時は、使い捨て手袋＞長袖ガウン（レインコート）＞フェイスシールド＞サージカルマスクの順番で脱いでいき、その都度手指を消毒する。
※装備を脱ぐ際は、装備品の表面に素手や体が触れないことを意識する。
○脱いだ装備は、内側が表になるように小さくまとめる。
○装備を処理する際は、ゴミには直接触れないようにし、距離を保ってゴミ袋に捨てる（右の写真参照）。

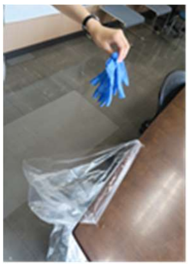

＜使い捨て手袋の脱ぎ方＞

①内側に触れないように持ち、表裏逆になるように外す。脱いだ手袋を反対側の手で持つ。

②脱いだ手の人差し指を反対の手袋の袖口に入れ、手袋外側に触れず表裏逆になるように外す。

③手指消毒

＜レインコートの着け方＞

○あらかじめ 2～3 個目以降のボタンを数個留めた状態で前後逆にかぶるようにして着用する。フードは切除するか、内側に折り込むことで汚染が少ない着脱が容易となる（右の写真参照）。

＜長袖ガウン（レインコート）の脱ぎ方＞

①ガウンのひもを外し、表面に触れないように袖から手を抜き、ガウンが裏返るように脱ぐ。レインコートの場合は、引っ張るようにして後ろのボタンを外す。（ボタンが固い場合は、手の消毒後、ボタンを外す。）
②手指消毒

＜フェイスシールド・マスクの外し方＞

①外側表面に触れないように外す。
②フェイスシールドを再利用する場合には、内側＞外側の順に消毒する。
③手指消毒

参考資料14

《感染症対策版》　**体調に不安のある方は、事前にお申し出ください**

避難所でのルール

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、以下のルールを守ってください。

1　避難所では常にマスクを着用してください。

・マスクをお持ちでない方は、咳やくしゃみがでるときはハンカチや手ぬぐいなどで鼻と口を覆うようにしてください。使い捨てマスクは一定数備蓄もございますので、取り換えが必要になった際には職員にご相談ください。（数に限りがありますので、お渡しできない場合があります。）

2　新型コロナウイルス感染症陽性の方は一般の避難所に滞在できません。

・避難所に避難した場合は、速やかに職員にご相談ください。

3　濃厚接触者の方など、現在自宅待機要請を受けている方は申し出てください。

・感染症拡大防止のため、念のため滞在スペースを一般の方と分けさせていただきます。速やかに職員にお申し出ください。

4　人との距離を保ちましょう。

・周囲に飛沫が飛ばないように、他の避難者との距離をできるだけ２メートル（最低１メートル）空けるようにしましょう。

避難所内での会話も控えめにし、咳エチケットも徹底してください。

参考資料 14

5　**避難者名簿への記載は正確にしましょう。**

・万が一避難所に滞在した方が感染症を患った場合、追跡調査を行う場合があります。避難者名簿は正確に記載してください。本人の同意なしに、記載事項を第三者（家族含む）に提供することはありません。

6　**こまめに手洗い、うがいをしましょう。**

・特に、食事前とトイレ後は徹底してください。

7　**ドアノブなど、多くの方が触る場所はこまめに消毒しましょう。**

8　**ご自身の健康管理をしてください。**

・毎朝検温し、３７．５℃以上の熱がある、咳が続くなどの症状がある場合には、速やかに職員に申し出てください。感染症防止のため、別室にご案内する場合があります。

＜避難所に来た時の体調を記録しておきましょう。＞

日付	/	/	/	/	/
時間	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃
咳	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
強いだるさ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
強い息苦しさ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
におい/味	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

〇〇〇〇避難所

感染症室を利用される方へ

感染症を予防するため、感染症と判断されていない皆様にも念のため大勢の避難者のいるスペースとは別室に滞在していただいております。

避難中安全に滞在していただくために、以下の注意事項を守ってお過ごしいただきますようお願いいたします。

1　避難所内では、原則感染症室に滞在していただくようお願いいたします。

2　トイレは、指示された場所を使用してください。

3　避難所でのお食事は、感染症室前に職員がお持ちします。

4　退所される場合には、必ず「受付」に申し出てください。

5　体調に異変を感じた場合などは、下記へご相談ください。

■症状に不安がある場合など一般的な相談問い合わせ先

【相 談 窓 口】	電話番号	開設時間
新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 （フリーダイヤル）	9:00～21:00 （土日祝を含む）
札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 （札幌市保健所）	011-632-4567	9:00～21:00 （土日祝を含む）
外国人旅行者向けコールセンター （日本政府観光局） ※対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語	050-3816-2787	24 時間

■　体調不良時の問い合わせ先

【相 談 窓 口】	電話番号	開設時間
救急安心センターさっぽろ	011-272-7119 （＃7119）	24 時間 （年中無休）

※救急安心センターさっぽろは新型コロナウイルスに限定した窓口ではありません。
（急な病気やケガの際に、医療機関への受診の必要性について電話で相談に応じます。）

○○○○避難所

参考資料 15

新型コロナウイルスの感染を予防する消毒方法について

1）除菌用消毒剤

〇各避難所に備蓄物資として界面活性剤入り住居用洗剤（かんたんマイペット等)、塩素系漂白剤（ハイター等：次亜塩素酸ナトリウム原液濃度約 5%） 及び 500ml 消毒用ボトルを配備している。施設の消毒に際し、界面活性剤入り住居用洗剤は製品記載の使用方法に従ってそのまま使用し、塩素系漂白剤は下表の通り用途に応じて希釈して使用する。

〇消毒用アルコール（濃度 70%以上）は、手指消毒に使用することとするが、備蓄量に余裕があれば施設の消毒にも使用する。

表：塩素系漂白剤を使用した消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム液）の作り方

用途	施設消毒用 （約 100 倍、濃度 0.05%に希釈）	汚物等処理用 （約 50 倍、濃度 0.1%に希釈）
希釈方法	500ml の水道水に塩素系漂白剤を 5ml（ペットボトルのキャップ１杯分）入れる。	500ml の水道水に塩素系漂白剤を 10ml（ペットボトルのキャップ２杯分）入れる。

注1） 有毒ガスが発生するため、絶対にトイレ用洗剤などで使われている酸性タイプの洗浄剤と混合しない。

注2） 作り置きは避け、間違えないようよう消毒剤をいれたボトルに「濃度と薬品名」（例：「0.05%、次亜塩素酸Ｎａ」）をマジックで記入する。

注3） 手指の消毒には絶対に使用しない。

2）消毒の方法

〇マスク＞フェイスシールド＞使い捨て手袋（・長袖ガウン（レインコート））の順に着用する。
　※吸い込むことを防ぐため、噴霧器やスプレー容器は使用しない。
　※手についたり目に入った時は急いで流水でよく洗い流す。

〇窓やドア２か所以上を開放し、室内を十分に換気する。

〇消毒液を染み込ませたペーパータオルで、消毒する場所を一方向に拭き取る。

〇金属部分は腐食する可能性があるので、消毒液で拭き、10 分以上たった後布タオル等で水拭きを行う。

3）消毒の場所

〇手指が触れる場所を行う。
　※ドアノブ、窓の取っ手、照明のスイッチ、てすり、椅子、水道の蛇口、トイレの便座、汚物入れ　等

4）消毒の片付け

〇消毒時に着用した装備は、外側に触れないように、使い捨て手袋（・長袖ガウン（レインコート））＞フェイスシールド＞サージカルマスクの順番で脱いでいき、<u>その都度手指を消毒する</u>。（脱ぎ方は参考資料 13 を参照）

〇消毒に使用したペーパータオルや装備を処理する際は、ゴミには直接触れないようにし、しっかりとひとつ結びで封をする。

〇消毒後やゴミを取り扱ったあとは、しっかり手を洗う。

5）消毒の時期

〇手指がよく触れる場所は、毎日こまめに消毒を行う。

〇トイレは、目に見える汚物があればその都度、汚れが見えなくても１日３回（朝・昼・夜）以上の複数回行う。

〇避難所閉鎖時、通常の清掃に加え、手指がよく触れる場所の消毒を行う。

参考資料１６

トイレをきれいに使っていただき、ありがとうございます！

みんなのトイレ みんなできれいに 気持ちよく

トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物　使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

1. マスクと使い捨て手袋（ゴム手袋※1）を着用する
2. トイレのドアを開け、風通しを良くする
3. ほうきで床をはく
4. 汚物の入ったゴミ袋を交換する
5. バケツの水で消毒薬（ハイター等）を希釈する。［ハイターの場合はバケツの水１杯（約5ℓ）にキャップ4杯位（約20cc）］
6. ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル（床）等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく※2
7. 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
8. 便器の内側は、消毒薬※3（トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液）をかけ、2～3分後にこすらずに水で流す（汚れには、トイレタワシ等を用いる）
9. 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
10. 清掃が終わったら、手洗い※4をする

※1　消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。
※2　清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。
※3　塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。
※4　水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。

消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、
感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク

参考資料17

避難所における自宅療養者等の一時受入時の基本的対応

＜対応時の留意点＞

1　受入

・対応する職員は、使い捨て手袋・マスク・フェイスシールドを着用する。

・避難者にもマスクの着用を依頼する。

・対面する際は、2メートル以上距離を空け、可能な限り短時間（15分以内）にする。

・滞在場所は一般の避難所と同一敷地内の別の建物が望ましいが、難しい場合には専用スペース（個室）を確保し、利用する階段や動線、トイレ等を分けて設定する。自宅療養者のみの動線確保が難しい場合は、感染症室の動線を利用し、利用時間を分ける。その場合も、専用スペース（個室）は感染症室とは別に確保する。また、一般の避難者が誤って立ち入らないよう掲示や机等を用いた動線分離を行う。

・避難者に対する注意事項や利用エリア等の説明は、掲示板の活用や資料配布に代え、対面する時間を最小限にし、可能な場合は電話等を利用する。

2　一時的な避難中の対応

・基本的には対面を避け、資料配布や電話等で対応する。

・対面する際は、使い捨て手袋・マスク・フェイスシールドを着用し、避難者にもマスクの着用を依頼する。

・避難者に食事や物品等を配布する場合は、部屋の前に届ける。

・食事のゴミなどは、あらかじめ配布したゴミ袋に入れて、部屋の前に出してもらい、職員が使い捨て手袋・マスク・フェイスシールド・長袖ガウンを着用して回収する。

・回収したゴミは、袋を二重にしてひとつ結びで封をした状態で72時間以上経過した後に一般廃棄物として廃棄する。

3　消毒・清掃

・消毒については、保健所に相談。

（基本的には、宿泊療養施設等と同じく、保健所による業者委託を想定。ただし、新型コロナウイルスの残存期間である72時間経過後であれば、通常の消毒・清掃でも対応可能な場合もある）

・退去後すぐに消毒を実施することが難しい場合は、一時的に滞在場所を立入禁止とする等の処置を検討する。

・防寒具（毛布等）を貸出す場合には袋も一緒に配布し、退去時には避難者自身で袋に入れておいてもらう。72時間経過後に回収する。

＜**必要な装備**＞

	マスク	フェイスシールド	使い捨て手袋	長袖ガウン（レインコート）
受入時の対応	〇	〇	〇	
自宅療養者等スペースでの対応	〇	〇	〇	
ゴミ処理	〇	〇	〇	〇
清掃・消毒	〇	〇	〇	〇

（装備の着脱方法等は参考資料 13 を参照する。）